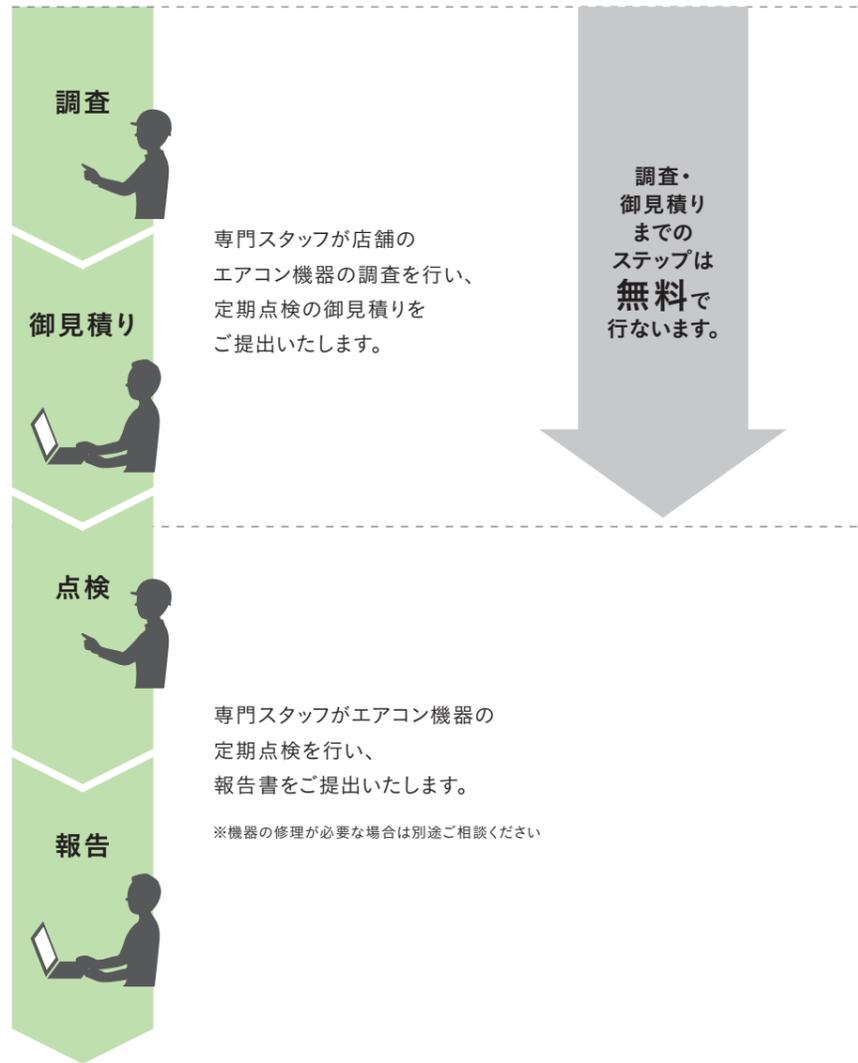


■点検の流れ



まずはお気軽に
お問い合わせください。

☎ **06-6630-8707**

月～金曜日
10:00～18:00

会社概要

(2021年4月現在)

会社名：株式会社 未来のコト

決算期：12月

設立：2018年8月27日

主要取引銀行：関西みらい銀行 石切支店

資本金：500万円

税務アドバイザー：齊藤 功一(税理士法人N総合会計)
<https://www.n-office.gr.jp>

本社所在地：〒556-0017 大阪市浪速区湊町2-2-5
なんばセントラルプラザ リバーガーデン 2106号室
Tel:06-6630-8707 Fax:06-6630-8708

法律アドバイザー：大迫 雅(新日本綜合法律事務所)
<http://www.nj-law.jp/>

特許アドバイザー：植田 吉伸(ミライエ国際特許事務所®)
<http://www.miraie-ip.com/>

ホームページ

<https://mirakoto.com>



エアコンの定期点検・管理で
消費電力のムダを見つけて改善

smart
check

スマートチェック



MIRA
KOTO

未来を想像し、コトを創造する



フロンガスの漏れを防ぎ、さらに エアコンの消費電力のムダを改善。

地球温暖化・オゾン層破壊の原因となる、フロンガスの適切な管理が必要です。

2015年4月に施行された「フロン排出抑制法」により、

エアコンの定期的な点検の実施や、点検履歴の保存など適切な管理が必要になります。

しかし、フロンガスの漏れを防げば、エアコンの効きめは同じでも電気代はより抑えられます。

ムダなく集客しコンプライアンスを遵守し、環境配慮型で地域に愛されるパチンコホールに。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出規制法)

フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用のエアコンの管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます。

■機器の使用に関する義務

点検

機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施。
●義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

修理

漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填[※]の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施。修理しないでフロン類を充填することは原則禁止。
※フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

記録

点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存。

算定報告

フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定。一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告。
●報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。
●義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

■機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- ・全ての業務用のエアコンを対象とした簡易点検(製品外観の目視確認など)
- ・一定規模以上の業務用エアコンを対象とした定期点検(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合はカタログやメーカーに問い合わせしてください。

■フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定。漏えい量を算定すること(事業者単位・事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量(CO}_2\text{-t)} = (\text{充填量(kg)} - \text{機器整備時の回収量(kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO₂-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

■フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則があります。

フロン類をみだりに放出した場合……………1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

機器の使用・廃棄等に関する義務について ……………50万円以下の罰金
都道府県知事の命令に違反した場合

算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合……………10万円以下の過料